

# 伊丹市広告付き庁舎内案内図及び市内全域地図設置業務 仕様書

## 1. 業務内容

### (1) 業務名称

伊丹市広告付き庁舎内案内図及び市内全域地図設置業務

### (2) 設置場所

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市役所庁舎1階北側玄関ロビー（別紙①）

### (3) 業務内容

庁舎内案内図、市内全域図、市バス時刻表を作成し、筐体とともに設置する。地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

### (4) 設備本体

①伊丹市広告付き庁舎内案内図及び市内全域地図の筐体は、1(2)に示す設置予定場所西側面高さ3,600mm×横幅2,648mm×厚さ200mm及び北側面高さ3,600mm×横幅1,800mm×厚さ150mm程度の大きさとし、デザイン等を考慮して提案し市と協議の上作成すること。

市バス時刻表、庁舎内案内図、市内全域地図、広告枠の表示をさせる配置については市と協議の上、決定すること。

②電気亜鉛メッキ銅板（t1.5以上）加工、焼付塗装と同程度の使用を施すこととし、庁舎内装飾と一体性を持たせるデザインとすること。

③地図と広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようする。モニター等によるサイネージ方式も可とする。

なお、市が他に設置している庁舎内案内表示のデザイン、フォント等を踏襲するものとし、市と協議の上、庁舎のデザインと統一感を持たせるものとする。

④本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。

⑤筐体と壁をアンカーボルト等で固定するなど、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。  
また、撤去の際は原状回復すること。

なお、庁舎1階北側玄関ロビーの壁に補強材は含まれており、床はOAフロアとなっている。

⑥タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。固定表示の場合はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。

⑦電気使用料については、機器の最大電力消費量と開庁時間と電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、設置事業者が電気使用料を負担する。

### (5) 市内全域地図枠

- ①地図は本体内に収まり、本市の公共施設やランドマークが認識しやすい構成とすること。
- ②国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ③市内全域地図には災害時の避難場所等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ④全体的に利用者が見やすい配色デザインとすること。

#### (6) 庁舎内案内図枠

- ①庁舎内案内図の表示面は縦 1,160mm×横 1,130mm 程度とし、市が作成した原案に基づいて庁舎内案内図を作成し、表示させること。（別紙②）
- ②組織改正等により表示内容に変更が生じた際のパネル等の政策は実施事業者が行うこととする。
- ③組織改正等は年 2 回を想定しており、改正前に事前協議し、協議完了後全ての表示において速やかに更新すること。更新までの間はテプラ等による仮の表示による対応とし、その対応についても設置事業者が速やかに行うこととする。  
組織改正等が 2 回以上となる場合は協議により対応するものとする。
- ④市が他に設置している庁舎内案内表示のデザイン、フォント等を踏襲するものとし、市と協議の上、庁舎のデザインと統一感を持たせるものとする。

#### (7) 広告枠

- ①広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・所在・電話番号等）  
伊丹市広告付き庁舎内案内図及び市内全域図には、縦 1,500mm×横 1,000mm×2 面程度の大きさとし、モニター等によるサイネージ方式も可とする。
- ②地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- ③本体内で収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- ④広告を掲載できる者、広告内容等は、伊丹市広告掲載要綱（別紙③）及び伊丹市広告掲載基準（別紙④）に定めるところによる。

#### (8) 市バス時刻表枠

- ①市が指定するバス停の時刻表及びバス停の位置図を表示させること。
- ②ダイヤ改正等があった場合においては設置事業者において速やかに表示を改正させること。
- ③モニター等によるサイネージ方式も可とする。

#### (9) その他

- ①作成・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。
- ②破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- ③地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、市がその都度定める期間までに広告掲載審査依頼書及び見本を当市担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

## 2. 施設使用等

### (1) 施設の使用許可

#### ①行政財産使用許可

庁舎内案内図等の設置場所の使用については、地方自治法238条の4第7項の規定による、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）とし、広告料とは別に使用許可に係る使用料（表示面積1m<sup>2</sup>あたり356円（月額））の納付が必要となります。使用料の算出方法については伊丹市行政財産使用料条例に基づきます。（令和7年12月時点）

#### ②使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間とします。

#### ③使用許可の取消及び変更

本市が許可物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更するがあります。また、本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

#### ④原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

### (2) 広告料等の支払い

本市が発行する納入通知書により、期日までに広告料、行政財産使用料及び電気を使用する場合は電気使用料を支払うこと。支払われた広告料等は返還しないこととする。（ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかつた場合を除く。）

## 3. その他

①この仕様書に明記されていない細部の事項については、当市の指示に従うものとする。

②業務の実施にあたり、疑義が生じたときは市と事業者が協議してこれを解決するものとする。